

令和4年 第1回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日 午後1時30分

2. 開催場所 役場第一会議室

3. 出席委員 (13名)

1番	大槻 尚浩	2番	廣中 和幸	3番	井上 一味
4番	佐藤 秀昭	5番	小建 一彦	6番	齊藤 貴浩
7番	東海林 正幸	8番	樋渡 秀晃	9番	篠原 正博
10番	松本 和彦	11番	野里 光幸	12番	有馬 和幸
13番	溝井 雅幸				

4. 欠席委員 無し

5. 議に付した事件

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の
決定について

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 田中 耕太 事務局職員 片平 爽太

事務局長 定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。会長、よろしくお願ひいたします。

会 長 皆さん、ご苦勞様です。今年も、コロナや世界情勢などで、原材料高騰等大変な一年になりそうです。また近年は局地的な天候不順が多く発生していますが、幸い本町は先日の全道的な大雪でも被害がなく、このまま順調に春を迎えて欲しいと願っています。

本日も熱心な審議をお願い申し上げ、私からの挨拶に替えたいと思います。

会 長 それでは、ただいまより、令和4年第1回置戸町農業委員会議を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、2番 廣中和幸委員 3番 井上一味委員を指名します。

事務局長より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日の提案議案は、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」から議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」までの3件です。以上で諸般の報告を終わります。

会 長 それでは議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題としますので、議案の1ページをお開きください。
事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

農地法第4条の規定による許可申請が下記のとおり提出がありましたので審議を求めます。提出年月日は本日付、農地転用の申請が1件です。

1番 申請人は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇番地で、面積は4,498㎡です。申請理由は農業用施設用地への転用で新規の申請となります。現地調査は令和4年2月14日有馬委員、樋渡委員で実施をいたしました。

場所については11頁の第1図をお開きください。

(第1図、第1図詳細図にて概況説明)

1ページにお戻りください。以上で、議案第1号の説明を終わります。

会 長 事務局より、議案第1号について説明がありました。

これから質疑を行います。何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、原案のとおり可決することに賛成の委員は、
挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

会 長 それでは次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
を議題としますので、議案の2ページをお開きください。
事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明い
たします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、下記のとおり提出があり
ましたので審議を求めます。提出年月日は本日付です。案件は1件で貸借契約
の合意解約です。

1 番 貸付人は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇〇さん、借受人は、置戸町字〇
〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

土地の所在は、字〇〇〇〇番地で、面積は、88,689㎡です。

場所については、13頁の第2図をお開きください。

(第2図にて概要説明)

2ページにお戻りください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

会 長 事務局より、議案第2号について説明がありました。
これから質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、原案のとおり可決することに賛成の委員は、
挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題としますので、議案の3ページをお開きください、事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求める。

提出年月日は本日付です。案件は25件です。

1番 利用権の設定を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇 〇〇〇〇さん、売り手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字秋田〇〇〇〇番地、面積は88,689㎡で、利用権設定等の種類は所有権で売買金額は2,500,000円 反当り28,200円です。あっせん委員は、齊藤委員、東海林委員です。場所につきましては、2番説明後に説明いたします。

2番 利用権の設定を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇 〇〇〇〇、売り手は置戸町字〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇外4筆で面積合計は68,909㎡で利用権設定等の種類は所有権、売買金額は1,920,000円で反当り27,900円です。あっせん委員は、齊藤委員、東海林委員です。場所につきましては、

13ページ第2図をご覧ください。

(第2図にて概況説明)

3ページにお戻りください。

3番 利用権の設定を受ける者、借り手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんで、貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地の6 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他1筆で面積合計は34,623㎡、利用権設定等の種類は5年間の賃貸借で金額は148,000円、反当り4,300円です、あっせん委員は松本委員、小建委員です。議案3番、4番及び5番の場所につきましては6番説明後に説明いたします。

4番 利用権の設定を受ける者、借り手は置戸町字〇〇〇〇 〇〇〇〇さんで貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地の6 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の2で面積は14,168㎡、利用権設定等の種類は5年間の賃貸借で金額

は44,100円、反当り3,200円です、あっせん委員は松本委員、小建委員です。

5番 利用権の設定を受ける者、借り手は置戸町字〇〇〇〇番地の7 〇〇〇〇さんで貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地の6 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他1筆で合計面積は11,177㎡、利用権設定等の種類は5年間の賃借権で金額は51,400円、反当り4,600円です、あっせん委員は松本委員、小建委員です。

6番 利用権の設定を受ける者、借り手は置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんで、貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他6筆で合計面積は97,171㎡、利用権設定等の種類は5年間の賃借権で金額は328,000円、反当り3,400円です、あっせん委員は松本委員、小建委員です。

場所につきましては、14ページ第3図をご覧ください。

(第3図にて概況説明)

3ページにお戻りください。

7番 利用権の設定を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の9 〇〇〇〇さん、売り手は置戸町字〇〇〇〇番地1 〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番5外1筆で面積合計は、4,807㎡で、利用権設定等の種類は所有権、売買金額は240,000円で反当り50,000円です。あっせん委員は、廣中委員、齊藤委員です。場所につきましては、15ページ第4図をご覧ください。

(第4図にて概況説明)

4ページをお開きください。

8番 利用権の設定を受けるもの、買い手は、置戸町字〇〇〇〇番地の44 〇〇〇〇さん、売り手は、置戸町字〇〇〇〇番地の3 〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番地8で面積は14,964㎡で、利用権設定等の種類は所有権、売買金額は1,200,000円で反当り80,200円です。あっせん委員は、齊藤委員、東海林委員です。場所につきましては、9番説明後に説明いたします

9番 利用権の設定を受けるもの、買い手は、置戸町字〇〇〇〇番地の3 〇〇〇〇さん、売り手は、置戸町字〇〇〇〇番地の44 〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番地2他1筆で面積合計は9,509㎡、利用権設定等の種類は所有権、売買金額は700,000円で反当り73,600円です。あっせん委員は、齊藤委員、東海林委員です。場所につきましては16ページ第5図をご覧ください。

(第5図にて概況説明)

4ページにお戻りください。

議案3号の10番から10ページの25番までは中間管理機構制度利用した北海道農業公社との賃貸契約です。

10番から19番までは借り手が北海道農業公社、貸し手が農地所有者の賃貸借設定、20番から25番までは転貸になり借り手が耕作者、貸し手が農業公社となります。

- 10番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1、面積は29,660㎡、利用権設定等の種類は6年間の賃借権で金額は423,000円、反当り14,200円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

10番から25番の場所につきましては25番説明後に説明いたします。

- 11番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地の104 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他6筆で、面積合計は73,162㎡、利用権設定等の種類は6年間の賃借権で金額は727,000円、反当り9,900円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

- 12番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地の6 〇〇〇〇さんです。土地の所在は中里〇〇〇〇の1他13筆で、面積合計は239,848㎡、利用権設定等の種類は6年間の賃借権で金額は548,000円、反当り2,300円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

5ページをお開きください。

- 13番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地の5 〇〇〇〇さんです。土地の所在は

〇〇〇〇番地の1他33筆で、面積合計は248,272㎡、利用権設定等の種類は6年間の賃借権で金額は641,000円、反当り2,500円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

6ページをお開きください。

14番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地の9 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他5筆で、面積合計は63,385㎡、利用権設定等の種類は6年間の賃借権で金額は184,000円、反当り2,900円です、あっせん委員は篠原委員、大槻委員です。

15番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の2他11筆で、面積合計は204,531㎡、利用権設定等の種類は8年間の賃借権で金額は773,000円、反当り3,800円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

16番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他2筆で、面積合計は46,997㎡、利用権設定等の種類は9年間の賃借権で金額は400,000円、反当り8,500円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

17番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地5 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他8筆で、面積合計は126,600㎡、利用権設定等の種類は9年間の賃借権で金額は970,000円、反当り7,600円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

7ページをお開きください。

18番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地5 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他5筆で、面積合計は50,997㎡、利用権設定等の種類は9年間の賃借権で金額は280,000円、反当り5,500円です、

あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

- 19番 利用権の設定を受ける者、借り手は、札幌市中央区北5条西6 北海道農業公社で貸し手は置戸町字〇〇〇〇番地2 〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他22筆で、面積合計は454,045㎡、利用権設定等の種類は9年間の賃借権で金額は1,164,000円、反当り2,600円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

7・8ページになります。

- 20番 利用権の設定を受ける者、借り手は、置戸町字〇〇〇〇番地1 〇〇〇〇で貸し手は札幌市北5条西6 北海道農業公社です。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他61筆で、面積合計は654,327㎡、利用権設定等の種類は6年間の賃借権で金額は2,523,000円、反当り3,850円です、あっせん委員は篠原委員、大槻委員です。

9ページをお開きください。

- 21番 利用権の設定を受ける者、借り手は、置戸町字〇〇〇〇番地1 〇〇〇〇で貸し手は札幌市北5条西6 北海道農業公社です。土地の所在は〇〇〇〇番地の2他11筆で、面積合計は204,531㎡、利用権設定等の種類は8年間の賃借権で金額は773,000円、反当り3,780円です、あっせん委員は篠原委員、大槻委員です。

- 22番 利用権の設定を受ける者、借り手は、置戸町字〇〇〇〇番地1 〇〇〇〇で貸し手は札幌市北5条西6 北海道農業公社です。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他14筆で、面積合計は177,597㎡、利用権設定等の種類は9年間の賃借権で金額は1,250,000円、反当り7,040円です、あっせん委員は篠原委員、大槻委員です。

- 23番 利用権の設定を受ける者、借り手は、置戸町字〇〇〇〇番地2 〇〇〇〇さんで貸し手は札幌市北5条西6 北海道農業公社です。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他2筆で、面積合計は46,997㎡、利用権設定等の種類は9年間の賃借権で金額は400,000円、反当り8,500円です、あっせん委員は溝井委員、大槻委員です。

10ページをお開きください。

24番 利用権の設定を受ける者、借り手は、置戸町字〇〇〇〇番地2 〇〇〇〇さんで貸し手は札幌市北5条西6 北海道農業公社です。土地の所在は〇〇〇〇番地の7他9筆で、面積合計は195,780㎡、利用権設定等の種類は9年間の賃借権で金額は500,000円、反当り2,600円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

25番 利用権の設定を受ける者、借り手は、置戸町字〇〇〇〇番地11 〇〇〇〇で貸し手は札幌市北5条西6 北海道農業公社です。土地の所在は〇〇〇〇番地の1他12筆で、面積合計は258,265㎡、利用権設定等の種類は9年間の賃借権で金額は664,000円、反当り2,600円です、あっせん委員は溝井委員、篠原委員、大槻委員です。

です。場所につきましては、17ページ第6図をご覧ください。
(第6図から第9図にて概況説明)
以上で、議案第3号の説明を終わります。

会 長 ただいま事務局より、議案第3号について説明がありました。
この議案3号1番、2番、8番及び9番は私に対する利用権設定の案件ですので、議長を会長職務代理者の6番齊藤委員にお願いを致します。

(6番齊藤委員議長登壇)

.....
議 長 それでは議事を進行します。
〇〇〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を命じます。
(〇〇〇〇委員退席)

これから議案第3号1番、8番及び9番について質疑を行います。

何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)

議長 賛成多数と認め、議案第3号1番、8番及び9番につきましては、原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて議案第3号2番について質疑を行います
〇〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を命じます（〇〇〇〇委員退席）
何か質疑はありませんか。

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案3号2番について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。
（賛成多数）

議長 賛成多数と認め、議案第3号2番について原案のとおり可決いたしました。
〇〇〇番 〇〇〇〇委員、〇〇〇〇番 〇〇〇〇委員の復席を許可します。

（〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員復席）

それでは、議長を交替します。

.....

（斉藤委員降壇） （〇〇〇〇登壇）

会長 斉藤議長、ありがとうございました。

会長 これから議案第3号3番から6番、10番から19番及び24番について質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
（なしの声あり）

会長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第3号3番から6番、10番から19番及び24番について原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
（挙手多数）

会長 賛成多数と認め、議案第3号3番から6番、10番から19番及び24番については、原案のとおり可決いたしました。

- 会 長 続いて議案第3号7番について質疑を行います。
〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を命じます（〇〇〇委員退席）
何か質疑はありませんか。
（なしの声あり）
- 会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第3号7番について原案のとおり可決することに賛成の委員
は、挙手をお願いします。
（挙手多数）
- 会 長 賛成多数と認め、議案第3号7番については、原案のとおり可決いたしました。
〇〇〇〇番 〇〇〇〇委員の復席を許可します。（〇〇〇〇委員復席）
- 会 長 次に、議案第3号20番、21番及び22番について審議を行います。
- 会 長 〇〇〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を命じます（〇〇〇〇委員退席）
何か質疑はありませんか。
（なしの声あり）
- 会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第3号20番、21番及び22番について原案のとおり可決す
ることに賛成の委員は、挙手をお願いします。
（挙手多数）
- 会 長 賛成多数と認め、議案第3号20番、21番及び22番については、原案のと
おり可決いたしました。
〇〇〇〇番 〇〇〇〇委員の復席を許可します（〇〇〇〇委員復席）
- 会 長 次に、議案第3番23番について審議を行います。
- 会 長 〇〇番 〇〇〇委員の退席を命じます（〇〇〇委員退席）

何か質疑はありませんか。
（なしの声あり）
- 会 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号23番について原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第3号23番については、原案のとおり可決いたしました。

〇〇番 〇〇委員の復席を許可します(〇〇委員復席)

会 長 次に、議案第3番25番について審議を行います。

会 長 〇〇番 〇〇〇委員の退席を命じます(〇〇〇委員退席)

何か質疑はありませんか。

(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号25番について原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第3号25番については、原案のとおり可決いたしました。

〇〇番 〇〇〇委員の復席を許可します(〇〇〇〇委員復席)

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

これで令和4年第1回農業委員会議を閉会いたします。